

※制度導入に向けて令和5年3月に 「埼玉県福祉のまちづくり条例」が改正されました。

埼玉県思いやり駐車場制度の協力施設を募集しています

埼玉県思いやり駐車場制度とは

障害者など歩行が困難な方や配慮が必要な方の ための駐車区画について、対象者に**利用証**を交 付することで、区画の適正利用を推進する制度 です。(令和5年11月1日から全県で制度開始)

利用証(ルームミラーに掲示)







車椅子 使用者用

その他の高齢者、 障害者等用

妊産婦、 けが人等用

協力施設への依頼内容

● 駐車区画の設置と協力区画としての県への届出

▶ 次の区画を設置し、県への届出をお願いします。 (車椅子使用者用駐車区画のみでも本制度へ の登録は可能です)

「車椅子使用者用駐車区画」

(車椅子使用者のための幅3.5m以上の区画)

※既存の区画も、改めて協力区画として届出ください。

「優先駐車区面」

(広い幅を必要としない障害者、高齢者、妊産婦などを対象とした区画(幅3.5m未満))

※一般区画を「優先駐車区画」として設置し、届出ください。

区画表示例





3.5m以上 3.5m未満 車椅子使用者用 優先駐車区画 駐車区庫

協力区画を看板や 路面塗装で表示 (県配布のステッカー、路面デザインを活用)

制度の周知、適正利用の促進

- ▶ 県作成の啓発チラシの配架、ポスターの掲示、店内放送などによる制度の周知をお願いします。
- ▶ 利用証を掲示していない車が駐車している場合は、啓発チラシの配付などで制度を周知し、適正利用の促進にご協力をお願いします。

県への届出方法

電子申請システムから届出をお願いします。

https://s-kantan.jp/pref-saitamau/offer/offerList_detail.action?tempSeq=53024



E-mail a3380-08@pref.saitama.lq.jp

制度の詳細

制度の詳細は県ホームページも 参照してください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking permit.html



TEL **048-830-3223**

埼玉県福祉部福祉政策課

制度イメージ

利用者 (障害者・要介護者・ 好産婦等)



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

区画の提供

駐車 (利用証を掲示)

利用証の 交付申請 利用証の交付

市町村

- ・利用証の窓口交付
- ・適正利用の広報、 啓発

施設管理者

・駐車区画の設置、 表示、適正利用 の促進 協力区画の届出

区画表示用 ステッカーの配付

県

- ・利用証の作成、交付
- ・協力区画情報の管理、公開
- ・適正利用の広報、啓発
- ・制度啓発物品の作成

協力いただくことによるメリット

1 トラブルやクレームの減少、回避

共通の利用証を掲示することで、利用対象者であることが明確となり、利用者間でのトラブルや施設管理者へのクレームの減少、回避が期待されます。

2 施設利用者の満足度向上

- ▶ 車椅子使用者など、区画を必要とする方がこれまで以上に利用しやすくなります。
- ▶ 周りの視線が気になり、区画の利用を控えていた内部障害者、妊産婦などが気兼ねなく駐車できる環境が整備されることで、施設の利用満足度の向上に繋がります。

3 共生社会の構築、SDGsの推進

▶ 障害者、高齢者、妊産婦などの制度対象者や、それ以外の一般の方も含め、施設を利用する 方々の相互理解が深まり、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の構築、SDGsの推進 に貢献できます。

4 施設のイメージアップ、社会貢献